

役員報酬及び旅費規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三蔵会（以下、「法人」という。）就業規則第53条の規定に基づき、法人業務に伴う役員及び評議員に対する報酬及び旅費について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、1か月あたりの出勤日数が12日以上、1日の勤務時間が3時間以上の者をいう。
- (3) 理事のうち理事会において選定された者を理事長という。
- (4) 非常勤役員とは、常勤理事以外の者を言う。
- (5) 評議員とは、法人定款の規定に基づき置かれる者を言う。

第2章 非常勤役員

(業務の種類)

第3条 前条第1項第4号に定める非常勤役員の報酬及び旅費を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 監事による定期又は臨時監査
- (4) 行政機関による監査の立会い
- (5) 役員の研修会及び他の施設の視察業務
- (6) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (7) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬及び旅費)

第4条 前条第1号から第4号の業務の場合は、報酬として1日当りの額5,000円に出席日数を乗じて得た額を支給する。ただし、評議員会及び理事会が同日開催の場合は、重複支給しない。

2 前条第5号及び第6号の業務の場合は、旅費として旅費規程を準用し、施設長の旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料）に相当する額の旅費を支給する。旅費は、原則として評議員及び役員の住所地を起点として計算する。ただし、法人職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として当該職員の旅費規程に準じた額の旅費を支給する。

3 前条第7号の業務の場合は、業務内容に応じて、前2項に規定する額を支給する。

(適用除外)

第5条 法人職員であつて、法人の評議員及び役員を兼務する者については、第3条第1号から第4号の業務の場合は、この規程は適用しない。ただし、止むを得ず法人の施設外で行う場合は、前条第2項により支給する。

第3章 常勤理事

(報酬の支給)

第6条 第2条第1項第2号に定める常勤理事（職員給与の支給がない者）又は理事長に選定した者に対して、職務に対する報酬を月額で支給することができる。

(報酬額の算定)

第7条 常勤理事又は理事長に対する報酬額は、評議員会において決定する。

(旅 費)

第8条 前条に定める常勤理事又は理事長に対し、第4条第2項前段に定める旅費を支給する。

(改 正)

第9条 この規程を変更・改訂・廃止するときは、法人理事会の議決を経るものとする。

附 則

1. この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

(常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額270,000円
常勤理事	月額 0円